工事成績評定基準

（土木工事編）

工事成績採点表	第1号様式
細目別評定点採点表	第2号様式
工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表	
担当監督員	別紙－１-1～別紙－１-10
主任監督員	別紙－１-11～別紙－１-13
総括監督員	別紙－２-1～別紙－２-4
技術検査員	別紙－３-1～別紙－３-30
中間技術検査対象工種の考査項目の考査項目別運用表	
技術検査員	別紙－３′-1
記入方法及び留意事項	別紙－４
「施工プロセス」のチェックリスト	別紙－５-1～別紙－５-5

2025年5月12日施行版

横　浜　市

第１号様式

工　事　成　績　採　点　表

局名　　課・事務所

工事名		工事場所		契約金額（最終）	
請負者名		工期（最終）		完成年月日	検査年月日

考査項目 ※1		担当監督員					主任監督員					総括監督員							技術検査員						
		氏名					氏名					氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a′	b	b′	c	d	e	a	a′	b	b′	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																			
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	Ⅲ.安全対策						+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																			
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	Ⅲ.出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応 ※2											+20.0 ～ 0													
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫 ※3						+7.0 ～ -2.5																		
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等 ※4											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点					点							点						
		点																							
評定点（６５点±加減点合計） ※5		① 点										② 点							③ 点						
評定点計		④ 点					[評定点計 = ① 点 ×0.4 + ② 点 ×0.2 + ③ 点 ×0.4 = 点]																		
7.法令遵守等 ※6												⑤ － 点													
評定点合計 ※7		点					[評定点合計 = ④評定点計（ 点）－ ⑤法令順守等（ 点）= 点、評定点合計は、四捨五入により整数とする]																		
所見 ※8		（担当監督員）					（主任監督員）					（総括監督員）							（技術検査員）						

※１　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、技術検査員の評価に先立ち、担当監督員、主任監督員、総括監督員が行う。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員等からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※５　６５点 ＋ 加減点合計（１＋２＋３）＋加点合計（４＋５＋６） ＝ 評定点 とする。 各評定点（①～③）は小数第１位まで記入する。
※６　法令遵守等の評価は、減点評価のみとする。 評価は総括監督員が行う。
※７　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※８　所見欄には評定結果の概要等を記載する。所見は必ず記載する。

第２号様式

細　目　別　評　定　点　採　点　表

工事名：

考査項目	細　別	担当監督員	主任監督員	総括監督員	技術検査員	細目別評定点
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般		(0.0) ×0.4＋2.9= 点			3.3点
	Ⅱ.配置技術者	(0.0) ×0.4＋2.9= 点				4.1点
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	(0.0) ×0.4＋2.9= 点			(0.0) ×0.4＋6.5= 点	13.0点
	Ⅱ.工程管理	(0.0) ×0.4＋2.9= 点		(0.0) ×0.2＋3.2= 点		8.1点
	Ⅲ.安全対策		(0.0) ×0.4＋2.9= 点	(0.0) ×0.2＋3.3= 点		8.8点
	Ⅳ.対外関係	(0.0) ×0.4＋2.9= 点				3.7点
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	(0.0) ×0.4＋2.8= 点			(0.0) ×0.4＋6.5= 点	14.9点
	Ⅱ.品質	(0.0) ×0.4＋2.9= 点			(0.0) ×0.4＋6.5= 点	17.4点
	Ⅲ.出来ばえ				(0.0) ×0.4＋6.5= 点	8.5点
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応			(0.0) ×0.2＋3.3= 点		7.3点
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫		(0.0) ×0.4＋2.9= 点			5.7点
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等			(0.0) ×0.2＋3.2= 点		5.2点
7.法令遵守等				(0.0) ×1.0= 点		
					評定点合計	100点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別紙－１-1　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 配置技術者に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-2　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 施工管理に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-3　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅱ．工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ 時間制限・片側交互通行・作業船航行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 適切な工程管理をおこない、工程の遅れが無い。 □ 休日の確保を行っている。 □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 工程管理に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 対外関係に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-4　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	土木工事	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		【ばらつきの判断は別紙－４参照】 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」、「港湾工事出来形管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来高管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。				
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				
	水道施設工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評定に該当しない	d	e
		「評価対象項目」 □ 出来形管理に独自の工夫が見られる。 □ 全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 工事記録写真の撮影内容が写真管理基準を満足している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 給水管取付替の出来形図が適切に作成されている。 □ バルブ及び配管オフセット等が適切である。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０%以上…… a 評価値が８０%以上９０%未満…… b 評価値が８０%未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-5　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が８０％以上…… a 評価値が６０％以上８０％未満…… b 評価値が６０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。				
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-6　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 電気通信設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」

□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準

評価値が８０％以上…… a
評価値が６０％以上８０％未満…… b
評価値が６０％未満…… c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

別紙－１-7　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">土木工事</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【ばらつきの判断は別紙－４参照】
①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」、「港湾工事品質管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。</td></tr>
<tr><td>評価</td><td colspan="5">※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：</td></tr>
<tr><td rowspan="4">港湾浚渫工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評定に該当しない</td><td rowspan="3">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。</td><td rowspan="3">□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ 既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されている。
□ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。
□ 浚渫工又は床掘工について契約図書に定められた施工上の注意事項が守られている。
□ 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。
□ 土捨場に制限がある場合、必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。</td></tr>
<tr><td>評価</td><td colspan="5">※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：</td></tr>
</table>

別紙－１-8　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	水道施設工事	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
- □ 品質試験は、測定頻度・測定項目とも品質管理基準に規定された必要数実施されていた。
- □ 品質試験の結果が適切にまとめられており、品質が容易に確認できた。
- □ 材料等の品質証明書類（配合表、ミルシート、検査証明書等）が整理されていた。
- □ 材料等の搬入の証明となる資料（伝票類）が整理されていた。
- □ 工場製作や特殊材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。
- □ 調合を要する材料（コンクリート・アスファルト・塗料等）の配合計画書等が事前に監督員へ提出された。
- □ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… b
評価値が８０％未満…… c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

維持・修繕工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
- □ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
- □ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
- □ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
- □ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- □ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

● 判断基準
該当項目が６項目以上…… a
該当項目が４～５項目…… b
該当項目が３項目以下…… c
注）記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。
※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

別紙－１-9　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」

□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が８０％以上…… a
評価値が６０％以上８０％未満…… b
評価値が６０％未満…… c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

別紙－１-10　（担当監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	電気設備工事 電気通信設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で改善指示を行った。	□ 契約約款第１８条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」

□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が８０％以上…… a
評価値が６０％以上８０％未満…… b
評価値が６０％未満…… c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

別紙－１-11　（主任監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □ 品質証明の体制が整えられ、工事全般にわたり実施されている。 □ 元請が下請の作業成果を検査している。 □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 施工体制一般に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-12　（主任監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評定に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 □「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 海上工事の場合、作業限界条件を設定し、気象海象状況を把握し、適切に安全に作業を実施している。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 安全対策に関して、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－１-13　（主任監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 □ 航行船舶への安全周知または、事故防止等に関する工夫 □ ごみの減量化及び分別収集の実施（ヨコハマ3R夢プラン）、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	【その他】 □ 週休2日制の実施 □ CCUS活用 □ 再生可能エネルギー等の活用 □ 情報共有システム（ASP）の利用 □ その他 理由： □ その他 理由： □ その他 理由：
	記述評価（レ点を付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述）		
	評価	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載：	

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－２-1　（総括監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	優れている	やや優れている	他の評定に該当しない	やや劣っている	劣っている

「評価対象項目」

□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準

※　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

評価
※ a，d，e 評価の場合の理由：

Ⅲ．安全対策	a	b	c	d	e
	優れている	やや優れている	他の評定に該当しない	やや劣っている	劣っている

「評価対象項目」

□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。

□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。

□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。

□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準

※　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

評価
※ a，d，e 評価の場合の理由：

別紙－２-２　（総括監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他　（　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（1.について） □ 切土の土工量:20万m3以上　□ 盛土の土工量:15万m3以上　□ 護岸・築堤の平均高さ:10m以上 □ ﾄﾝﾈﾙ(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径:8m以上　□ ダム用水門の設計水深:25m以上　□ 樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上 □ 揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上　□ 堰又は水門の最大径間長:25m以上　□ 堰又は水門の径間数:3径間以上 □ 堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上　□ ﾄﾝﾈﾙ(開削工法)の開削深さ:20m以上　□ ﾄﾝﾈﾙ(NATM)の内空平均面積:100m2以上 □ ﾄﾝﾈﾙ(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上　□ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上　□ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 □ 浚渫工の浚渫土量:100万m3以上　□ 流路工の計画高水流量:500m3以上　□ 砂防ダムの堤高:15m以上 □ ダムの堤高:150m以上　□ 転流ﾄﾝﾈﾙの流下能力:400m3/s以上　□ 橋梁下部工の高さ:30m以上 □ 橋梁上部工の最大支間長:100m以上　□ 地盤改良工事の改良長さ:30m以上　□ 基礎工事のマウンド天端:-14m以深 □ ｹｰｿﾝ製作又は据付工事のｹｰｿﾝ質量:2,000t以上　□ ブロック類製作工事のブロック質量:50t以上　□ 防波堤又は岸壁工事の構造物水深:-14m以上 （1.について【設備工事】）　□ 高さ30m以上の工作物　□ 特別高圧、高圧受電設備 □ 高圧発電設備　□ 施工場所が地下20m以深の工事　□ 20kW以上の太陽光発電設備 □ 設計水深25m以上または扉体面積15m2以上のゴム水密ｹﾞｰﾄ　□ 設計水深20m以上または扉体面積6m2以上の金属水密ｹﾞｰﾄ　□ 口径2,000mm以上または揚程35m以上の主ﾎﾟﾝﾌﾟ （2.について）　□ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 □ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事　□ 供用中の道路ﾄﾝﾈﾙの拡幅工事 （2.について【設備工事】）　□ 中央監視制御設備等の既存設備を更新する工事 □ ﾎﾟﾝﾌﾟ場設備等の更新工事で、既存の設備を稼動させながら更新を行う工事 （3.について）　□ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事　□ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 □ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7.供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他　（　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	（4.について）　□ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事　□ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 （5.について）　□ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 □ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事　□ 航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事 □ 水深25mを超える大水深での潜水作業を行う工事　□ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 （6.について）　□ 市街地での夜間工事　□ ＤＩＤ地区での工事 （7.について） □ 日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事　□ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 □ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事　□ 供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事 （8.について）　□ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 （9.について）　□ 作業現場が広範囲に分布している工事 （10.について）　□ 施工ﾔｰﾄﾞの広さや高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他　（　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば４点の加点とする。	（11.について）　□ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 □ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 （12.について）　□ 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事 □ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 □ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 （13.について） □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） □ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事　□ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 （14.について）　□ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 （15.について）　□ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 □ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応　※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば６点の加点とする。 □ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ 17.その他　（　　）	
	評価		

※１．工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
※２．主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
※３．評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。
※４．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－２-３　（総括監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細　別	a	a′	b	b′	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	Ｃより優れている	他の評価に該当しない
		「評価対象項目」 □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 道路・緑地・海岸・海域清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 ※　上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ′、ｂ、ｂ′、ｃ評価を行う。				
	評価	※ａ評価の場合の理由：				

別紙－２-4　（総括監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措置内容	措置点数／回	措置回数
□　１．指名停止３ヶ月以上	－２０点	
□　２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点	
□　３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点	
□　４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点	
□　５．文書警告	－８点	
□　６．口頭警告	－５点	
□　７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭警告以上の処分が行われなかった場合	－３点	
□　８．その他　（理由:　　）	－３点	
□　９．項目該当なし		

①本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が上表の措置等があった場合に適用する。

②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

④総合評価落札方式における技術等提案が、受注者の責により履行されなかったため「不履行により金銭的ペナルティの対象となった」場合は、「８．その他の項目」で減ずる措置を行う。

【指名停止等の措置要件】

1. 虚偽記載
2. 過失による粗雑履行
3. 契約違反等
4. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
5. 安全管理措置の不適切により生じた関係者事故
6. 贈賄
7. 独占禁止法違反行為
8. 競売入札妨害又は談合行為
9. あっせん利得処罰法違反行為
10. 不当労働行為
11. 建設業法違反行為
12. 不正又は不誠実な行為
13. 信用失墜行為
14. 暴力団等

減点

別紙－３-1　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 契約約款第１９条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 品質確保の体制が整えられ、工事全般にわたり実施されていた。 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 海洋汚染防止など法令遵守はもとより、環境に配慮した取組みが伺える。 □ その他　（ 理由：　　） □ 中間技術検査を実施している（評価対象項目数を１とし、該当項目数は下記による）。 □ 優……該当項目数２ □ 良……該当項目数１ □ 可……該当項目数０ ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… b 評価値が８０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。			□ 施工管理について、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督員からの監督員指示書による改善指示に従わなかった。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別紙－３-2　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a′</th><th>b</th><th>b′</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td>土木工事</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ′に該当しない。</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">「評価対象項目」
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【ばらつきの判断は別紙－４参照】

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。</td></tr>
<tr><td>評価

</td><td colspan="7">※ ａ，ｄ，ｅ評価の場合又は評価を変更した場合の理由：</td></tr>
</table>

別紙－３-３　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	水道施設工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 出来形管理に独自の工夫が見られる。 □ 全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 工事写真の撮影内容が写真管理基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 給水管取付替の出来形図が適切に作成されていることが確認できる。 □ バルブ及び配管オフセット等が適切であることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上……ａ 評価値が８０％以上９０％未満……ａ′ 評価値が７０％以上８０％未満……ｂ 評価値が６０％以上７０％未満……ｂ′ 評価値が６０％未満……ｃ ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

別紙－３-4　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	機械設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上９０％未満…… a′ 評価値が７０％以上８０％未満…… b 評価値が６０％以上７０％未満…… b′ 評価値が６０％未満…… c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

別紙－３-５　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 電気通信設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上……ａ 評価値が８０％以上９０％未満……ａ′ 評価値が７０％以上８０％未満……ｂ 評価値が６０％以上７０％未満……ｂ′ 評価値が６０％未満……ｃ ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	評価	※ ａ，ｄ，ｅ評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

別紙－３-６　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート 構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。また、付着した場合は、除去されている。

□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 有害なクラックが無い。

□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ

コンクリート構造物工事

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。

□ コンクリート構造物の通りが良い。

□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。

□ クラックが無い。

□ 漏水が無い。

□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-7　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土、盛土、堤防等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ

土工事（盛土・築堤工事等）	a	b	c	d
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」
- □ 仕上げが良い。
- □ 通りが良い。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 構造物へのすりつけなどが良い。
- □ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

評価

切土工事

「評価対象項目」
- □ 規定された勾配が確保されている。
- □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
- □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
- □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
- □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- □ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-8　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	護岸・根固・水制工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 通りが良い。
□ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 既設構造物とのすりつけが良い。
□ 全体的な美観が良い。

評価

● 判断基準

該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

別紙－３-９　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【工場製作関係】
- □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

【架設関係】
- □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」
- □ 表面に補修箇所が無い。
- □ 部材表面に傷及び錆が無い。
- □ 溶接に均一性がある。
- □ 塗装に均一性がある。
- □ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

評価

別紙－３-10　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【路床・路盤工関係】
- □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】
- □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、初期締固め前（現場到着時）、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】
- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	舗装工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」
- □ 舗装の平坦性が良い。
- □ 構造物の通りが良い。
- □ 端部処理が良い。
- □ 構造物へのすりつけ等が良い。
- □ 雨水処理が良い。
- □ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-11　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
□ 層間にはく離が無いことが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価	
	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	法面工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 通りが良い。
□ 植生、吹付等の状態が均一である。
□ 端部処理が良い。
□ 全体的な美観が良い。

評価

● 判断基準

該当３項目以上……a
該当２項目……b
該当１項目……c
該当項目なし……d

別紙－３-12　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事 及び 地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
□ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価

※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	基礎工事 及び 地盤改良工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 土工関係の仕上げが良い。
□ 通りが良い。
□ 端部及び天端の仕上げが良い。
□ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

※地盤改良はｃ評価とする。

● 判断基準

該当３項目以上……ａ
該当２項目……ｂ
該当１項目……ｃ
該当項目なし……ｄ

評価

別紙－３-13　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端及び端部の仕上げが良い。
□ 支承部の仕上げが良い。
□ クラックが無い。
□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-14　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事 （工場塗装を除く）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	塗装工事 （工場塗装を除く）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 塗装の均一性が良い。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ ケレンの施工状況が良好である。
□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

評価

別紙－３-15　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□ 金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	トンネル工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
□ クラックが無い。
□ 漏水が無い。
□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-16　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 設計図書（施工管理基準等）で定められている品質管理が項目・頻度とも実施され、使用材料の品質規格証明書や施工管理記録及び工事写真が整理されている。

□ 活着が促されるよう管理が適切に行われていることが確認できる。

□ 樹木等などの樹形が整っており、損傷や鉢くずれ等がなく保護養生が適切に行われ、生育状態が良いことが確認できる。

□ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。

□ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。

□ 肥料及び土壌改良材等の品質（分析試験）証明書が整備されており、肥料は直接樹木の根に触れないよう均一に施肥しており、土壌改良材は良く撹拌されていることが確認できる。

□ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り、植穴底部を耕していることが確認できる。

□ 支柱等をぐらつきがないよう設置し、安全面の配慮し施工していることが確認できる。

□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	植栽工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 樹木の樹形及び活着が良く、位置選定が適切で、目的・時期に適合した剪定・整姿が施されている。

□ 樹木等は適切な深さに植えられている。（深植え、浅植えとなっていない。）

□ 支柱等の取り付けが堅固かつきめ細かく施工され、その特性が生かされ、調和がとれている。

□ 植栽地は、植栽残土が適切に敷きならされ、雑草、ガラ、夾雑物がなく見栄えが良い。

□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

評価	

別紙－３-17　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ

工　種	a	b	c	d
防護柵（網）工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

防護柵（網）工事

「評価対象項目」
- □ 通りが良い。
- □ 端部処理が良い。
- □ 部材表面に傷及び錆が無い。
- □ 既設構造物等とのすりつけが良い。
- □ きめ細やかに施工されている。
- □ 全体的な美観が良い。

評価

● 判断基準
該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

標識工事

「評価対象項目」
- □ 設置位置に配慮がある。
- □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
- □ 標識板の支柱に変色が無い。
- □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
- □ 全体的な美観が良い。

評価

● 判断基準
該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

区画線工事

「評価対象項目」
- □ 塗料の塗布が均一である。
- □ 視認性が良い。
- □ 接着状態が良い。
- □ 施工前の清掃が入念に実施されている。
- □ 全体的な美観が良い。

評価

● 判断基準
該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

別紙－３-18　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	フェンス工事 （防球・高尺フェンス等）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 設計図書に指定された使用材料等について、品質規格証明書の整備等、適切な品質管理を実施しており、設計図書との適合性が確認できる。
□ 設計図書（施工管理基準等）で定められている品質管理が項目・頻度とも実施され、記録及び写真が整理されている。
□ 床掘の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ フェンスの基礎、支柱等の施工にあたって、舗装等周りの施設との高さ等の取り合いに配慮し施工していることが確認できる。
□ 基礎設置箇所について地耐力の把握、土質の調査等を行い、施工条件の合致した施工がされているか確認できる。
□ 試掘等で埋設物や地下水の確認を行い、適切な処理を行っていることが確認できる。
□ 周囲の構造物等の状況を踏まえ、支柱等の根入長やスパン長の管理を行っていることが確認できる。
□ 砕石及びコンクリートやコンクリートブロック等の基礎、根かせ等が適切に施工されているか確認できる。
□ 支柱等の設置にあたり垂直性を保つための工夫を行っている。
□ 分割柱を接合する際の、溶接やボルト設置作業を適切に管理していることが確認できる。
□ ジョイントビームやワイヤー、ターンバックル、ネット等の取付部や各種ボルトにゆるみが無く、締め付けや締め付け管理が適切である。
□ 塗装において、塗布面の下地調整（ケレン、汚れ、油類等の除去）を入念に行い、天候状況の確認、気温、湿度等の測定を行っており、膜厚・塗料使用量管理及び乾燥時間が適切であることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	フェンス工事 （防球・高尺フェンス等）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 支柱・柵等は垂直もしくは水平に設置されている。
□ 部材や構造物の仕上げ、端部、接続・取付部分の処理が適切で美観が良い。
□ 柵や門扉及びその他の施設の取り合いやすりつけが良い。
□ 柵や門扉及びその他の施設の通りが良く、その機能を果たし、安全性にも配慮がなされている。
□ 塗装、溶接に均一性があり、表面に傷及び錆がなく、塗り残し、ながれ、しわ等がなく、表面処理も丁寧で、全体的に美しい。
□ 全体的な美観・景観がよい。

● 判断基準
該当５項目以上……a
該当４項目……b
該当３項目……c
該当２項目以下……d

評価

別紙－３-19　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　）						
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。						
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	b	c	d
Ⅲ．出来ばえ	電線共同溝工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		「評価対象項目」 □ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		● 判断基準 該当３項目以上……a 該当２項目……b 該当１項目……c 該当項目なし……d	
	評価				

別紙－３-20　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	維持工事 （付属物工、除雪、応急処理等）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

● 判断基準

該当６項目以上……ａ

該当５項目……ａ′

該当４項目……ｂ

該当３項目……ｂ′

該当２項目以下……ｃ

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。

ただし、評価対象項目は最大８項目とする

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	維持工事 （付属物工、除雪、応急処理等）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 小構造物等にも注意が払われている。

□ きめ細かな施工がなされている。

□ 既設構造物とのすりつけが良い。

□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当３項目以上……ａ

該当２項目……ｂ

該当１項目……ｃ

該当項目なし……ｄ

評価

別紙－３-21　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

□ 理由（　　）

● 判断基準

該当６項目以上……ａ

該当５項目……ａ′

該当４項目……ｂ

該当３項目……ｂ′

該当２項目以下……ｃ

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。

ただし、評価対象項目は最大８項目とする

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 小構造物等にも注意が払われている。

□ きめ細かな施工がなされている。

□ 既設構造物とのすりつけが良い。

□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準

該当３項目以上……ａ

該当２項目……ｂ

該当１項目……ｃ

該当項目なし……ｄ

評価

別紙－３-22　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	管きょ工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】
- □ 品質管理についての資料・工事記録写真が整理されている。
- □ 材料の品質規格証明書が整備されている。

【開削】
- □ 管渠に目立った屈曲や沈下がない。
- □ 管渠に有害なクラックや変形、漏水箇所がない。
- □ 管きょ継手部及びマンホール接続が適切に行われている。
- □ マンホールの各部材にクラックや漏水がない。
- □ マンホールの足掛金物の位置・方向が適切であり、鉄蓋にガタツキがなく仕上り天端高も適切に施工されている。
- □ インバートの形状、勾配、表面仕上げが適切に施工されている。
- □ 埋戻しにおける締固めが適切に行われており、工事終了後の沈下が見られない。
- □ 舗装復旧が適切に実施されており、既設舗装との段差がなく仕上がり状態がよい。
- □ 縁石、柵、標識等道路付属物の復旧が適切に行われている。
- □ その他　（ 理由：　　）

【管更生】
- □ 既設管きょの前処理・洗浄が適切に行われている。
- □ 更生材料について搬入・保管が適切に行われている。
- □ 専門技術者を配置し施工していることが書面により確認できる。
- □ 挿入速度、硬化圧力、拡径、硬化温度、硬化時間等の管理が適切に行われている。
- □ 充てん材性状、充てん材注入圧力、充てん材注入量等の管理が適切に行われている。
- □ 自立管におけるシワ、たるみ、はく離、漏水がないことが確認できる。
- □ 複合管における更生管の変形、更生管の浮き上がりがないことが確認できる。
- □ 本管口仕上における侵入水、仕上げ材のはく離、ひび割れがないことが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

【推進、シールド】
- □ 専門技術者を配置し施工していることが書面により確認できる。
- □ 勾配、線形の精度管理を常に行っていることが確認できる。
- □ 推進管の破損がないことが確認できる。
- □ 推進管の継手部が適切に施工されている。
- □ 切羽水圧、泥水濃度、泥土圧、掘進速度、地表面の状態を常に監視し、土質に対応した施工管理を行っている。
- □ 裏込め注入の注入量、注入圧を適切に管理している。
- □ セグメントのボルト接合について所定のトルク管理を行っている。
- □ セグメントのクラック、割れ、欠け、曲りがないことが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 二次覆工に有害なクラックがない等、品質管理が適切に行われている。
- □ 二次覆工にダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用した場合、継手又は溶接部の品質管理が適切に行われていることが確認できる。
- □ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ

管きょ工事	a	b	c	d
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」
- □ 管きょの通りが良い。（管内面の平滑性を含む）
- □ きめ細やかな施工がなされている。
- □ 管口等、細部の仕上げが良い。
- □ 既設舗装及び人孔蓋等との段差がなく仕上がり状態が良い。
- □ 全体的な美観が良い。
- □ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。

● 判断基準
- 該当５項目以上……a
- 該当４項目……b
- 該当３項目……c
- 該当２項目以下……d

評価

別紙－３-23　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	下水道防食工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 品質管理についての資料・工事記録写真が整理されている。
□ 専門技術者を配置し施工していることが書面により確認できる。
□ 材料の使用数量が設計数量以上であることが確認できる。
□ 被覆前の素地調整を行っていることが確認できる。
□ 被覆にしわ、むら、はがれ、われのないことが確認できる。
□ コンクリートとの接着性が規定値以上になっていることが確認できる。
□ 被覆層にピンホールがないことが確認できる。
□ 劣化部除去における付着物の除去、表面処理ができていることが確認できる。
□ 耐硫酸モルタルの圧縮強度、接着性等が規定値以上となっていることが確認できる。
□ 防食層の厚さが規定値以上となっていることが確認できる。
□ 温度及び湿度の管理を行い施工してくることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価
※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	下水道防食工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 全体的な美観が良い。
□ 防食面の均一性が良い。
□ 突起部及び端部等の処理が良い。
□ 細部まできめ細やかな施工がなされている。
□ 出来ばえに関し、創意工夫及び熱意が見られる。

● 判断基準

該当４項目以上……a
該当３項目……b
該当２項目……c
該当１項目以下……d

評価

別紙－３-24　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	公園緑地工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 設計図書（施工管理基準等）で定められている品質管理が項目・頻度とも実施され、使用材料の品質規格証明書や施工管理記録及び工事写真が整理されている。

□ 遊戯施設をはじめ、各施設の機能・安全性等において、設計図書（必要に応じバリアフリー関連基準等）に適合した施工が適切になされていることが確認できる。

□ 砕石及びコンクリート等の基礎が、地中部も含め適切に施工されているか確認できる。

□ 樹木等の品質（樹形等）・規格寸法が規格値以上とれており、損傷や病虫害変がなく育成状態が良く、活着管理が適切に行われている。

□ 支柱材料及び取付方法は設計図書の規程どおりとなっており、肥料及び土壌改良材等はが適切に施されていることが確認できる。

□ 木材は、表面仕上げがなめらかで、反り、割れやささくれなどがない等、特性が生かされ、目的にあった施工がなされている。

□ 建築施設（四阿、パーゴラ、シェルター、便所等)は、設計図書の仕様を満足し、特定の加工や材質がある場合の必要な品質証明書が整っている。

□ 塗装において、塗布面の下地調整（ケレン、汚れ、油類等の除去）を入念に行い、天候状況の確認、気温、湿度等の測定を行っており、膜厚・塗料使用量管理及び乾燥時間が適切であることが確認できる。

□ 給水・排水・電気・機械・設備の材料の品質、製品の機能、性能が成績書等で確認でき、安全性や維持管理に配慮していることが確認できる。

□ 石材（舗石、景石類）は使用目的に合致した形状を有し、外観も良好である等、品質管理基準等に定めがない材料についても、必要に応じて性状や寸法について確認が行われている。

□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	公園緑地工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 各施設において、きめ細やかな施工（納まり、他の施設とのすりつけ等が適切、とおりが良い等）がなされ、安全性にも配慮がされている。

□ 舗装は平坦性が確保され、排水勾配も適切であり、周囲の施設とのすり付けが良い。

□ 樹木の樹形及び活着が良く、位置選定が適切で、目的・時期に適合した剪定・整姿が施されている。

□ 支柱等の取り付けが堅固かつきめ細かく施工され、その特性が生かされ、調和がとれている。

□ 部材接合部がしっかり固定されている。

□ 塗装、溶接に均一性があり、表面に傷及び錆がなく、塗り残し、ながれ、しわ等がなく、表面処理も丁寧で、全体的に美しい。

□ 全体的な美観・景観がよい。

● 判断基準

該当６項目以上……a
該当５項目……b
該当４項目……c
該当３項目以下……d

評価	

別紙－３-25[1/3]　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造 浚渫工事 （海岸工事・海岸築造・地盤改良工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－４参照】 「評価対象項目」 【共通】 □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □ 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） 【浚渫・床掘関係】 □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 □ 土捨場に制約がなく、深堀しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 □ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等の含む） □ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件・海象条件・周辺海域の利用状況等を考慮して効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、**良質な** 材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） 【地盤改良関係】 □ 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □ ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 □ 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 □ 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） 【マット、捨石及び均し関係】 □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表（現物照合を含む）で確認できる。 □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを排除してから施工されていることが確認できる。 □ ﾏｯﾄの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □ 裏込めが既設構造物及び砂防目地版の破損がなく施工され、記録により確認できる。 □ その他　（ 理由：　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙－３-25[2/3]　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	港湾築造 浚渫工事 （海岸工事・海岸築造・地盤改良工事を含む）							

【本体:杭及び矢板、控工関係】

□ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
□ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。
□ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録で確認できる。
□ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
□ タイロッド、タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
□ 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。
□ その他　（ 理由：　　）

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】

□ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
□ ケーソン仮置に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
□ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
□ ケーソン注水時の隔室の水頭差が１m以内になるように管理されていることが確認できる。
□ ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。
□ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

【コンクリート関係】

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）　が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋（ＰＣ鋼材含む）の品質が、証明書類で確認できる。
□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他　（ 理由：　　）

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

別紙－３-25[3/3]　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	港湾築造工事 （海岸工事・海岸築造工事を含む） 評価	「評価対象項目」 □ 構造物等の通りがよい □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 □ クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）	● 判断基準 〈コンクリート工事がない場合〉 該当４項目以上…… a 該当３項目…… b 該当２項目…… c 該当１項目以下…… d	● 判断基準 〈コンクリート工事がある場合〉 該当５項目以上…… a 該当４項目…… b 該当３項目…… c 該当２項目以下…… d	
	港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む） 評価	「評価対象項目」 □ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。	● 判断基準 該当３項目以上…… a 該当２項目…… b 該当１項目…… c 該当項目なし…… d		
	ブロック製作工事 （ケーソン陸上製作工事を含む） 評価	「評価対象項目」 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。	● 判断基準 該当４項目以上…… a 該当３項目…… b 該当２項目…… c 該当１項目以下…… d		

別紙－３-26　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	水道施設工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 品質管理についての資料（工事記録写真・品質証明書類・品質管理書類等）が整理されていることが確認できる。
□ 接合における呑口やボルトの締付トルク、溶接が適切に施工されており、清潔さが保たれていることが確認できる。（チェックシートの整備）
□ 消火栓・空気弁等の設置方法や室との設置状況が適切であることが確認できる。
□ 給水管付替や不断水取出工事において、水圧試験を実施し適切に実施されていることが確認できる。
□ 仕切弁・バタフライ弁、室の基礎やコンクリート工が適切に施工されていることが確認できる。
□ 埋戻しにおける締固が適切に行われていることが確認できる。
□ 防食措置（ポリエチレンスリーブ、塗覆装、防食ゴム等）を適切に行っていることが確認できる。
□ アスファルトのコアー採取、路盤施工で締固め密度等の試験による品質管理が適切に行われていることが確認できる。
□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ 舗装の作業条件(雨天、日平均気温5℃以下は不適)が守られていることが確認できる。
□ その他　（ 理由：）

● 判断基準
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上９０％未満…… a′
評価値が７０％以上８０％未満…… b
評価値が６０％以上７０％未満…… b′
評価値が６０％未満…… c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	水道施設工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 構造物（既設舗装等）とのすりつけが良い。
□ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
□ 補修や施工の手戻りない。
□ 筐等の埋設位置（配管含む）の配置が良好である。
□ 舗装施工で、表面の仕上がりや雨水処理が良い。
□ 全体的な施工状況が良い。

● 判断基準
該当５項目以上…… a
該当４項目…… b
該当３項目…… c
該当２項目以下…… d

評価

別紙－３-27　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない		
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	機械設備工事	「評価対象項目」 □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ その他　（ 理由：　　） ● 判断基準 評価値が９０％以上……a 評価値が８０％以上９０％未満……a′ 評価値が７０％以上８０％未満……b 評価値が６０％以上７０％未満……b′ 評価値が６０％未満……c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ．出来ばえ	機械設備工事	「評価対象項目」 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 ● 判断基準 該当４項目以上……a 該当３項目……b 該当２項目……c 該当１項目以下……d			
	評価				
	鉄道車両製造	「評価対象項目」 □ 外観の形状や表示装置等設備のバランス、カラーリングが良くデザインに優れている。 □ 乗客に配慮した設備となっている。 □ 内装の仕上がりが良く、調和がとれている。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 ● 判断基準 該当４項目以上……a 該当３項目……b 該当２項目……c 該当１項目以下……d			
	評価				

別紙－３-28　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	電気設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が９０％以上……ａ
評価値が８０％以上９０％未満……ａ′
評価値が７０％以上８０％未満……ｂ
評価値が６０％以上７０％未満……ｂ′
評価値が６０％未満……ｃ

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	電気設備工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ きめ細やかな施工がなされている。
□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
□ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当５項目以上……ａ
該当４項目……ｂ
該当３項目……ｃ
該当２項目以下……ｄ

評価

別紙－３-29　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	a′	b	b′	c	d	e
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	電気通信設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準
評価値が９０％以上……ａ
評価値が８０％以上９０％未満……ａ′
評価値が７０％以上８０％未満……ｂ
評価値が６０％以上７０％未満……ｂ′
評価値が６０％未満……ｃ

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）
④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

評価	※ a，d，e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：

Ⅲ．出来ばえ	電気通信設備工事	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

「評価対象項目」

□ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。
□ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。

● 判断基準
該当５項目以上……ａ
該当４項目……ｂ
該当３項目……ｃ
該当２項目以下……ｄ

評価

別紙－３-30　（技術検査員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a′</th><th>b</th><th>b′</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td rowspan="2">上記以外の工事
(道路改良工事等)
又は合併工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が監督員指示書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

● 判断基準
該当６項目以上……ａ
該当５項目……ａ′
該当４項目……ｂ
該当３項目……ｂ′
該当２項目以下……ｃ

注　適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。</td></tr>
<tr><td></td><td>評価</td><td colspan="7">※ ａ，ｄ，ｅ 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅲ．出来ばえ</td><td rowspan="3">上記以外の工事
(道路改良工事等)
又は合併工事</td><td colspan="2">a</td><td colspan="2">b</td><td colspan="2">c</td><td>d</td></tr>
<tr><td colspan="2">優れている</td><td colspan="2">やや優れている</td><td colspan="2">他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="7">「評価対象項目」
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。</td><td>● 判断基準
該当４項目以上……ａ
該当３項目……ｂ
該当２項目……ｃ
該当１項目以下……ｄ</td></tr>
<tr><td></td><td>評価</td><td></td></tr>
</table>

別紙－３′-1　（技術検査員[中間]）

中間技術検査対象工種の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	優	良	可
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	良好である	やや不備である

「評価対象項目」

□ 契約約款第１９条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。

□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。

□ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。

□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。

□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。

□ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。

□ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。

□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。

□ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。

□ 品質確保の体制が整えられ、工事全般にわたり実施されていた。

□ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。

□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ 海洋汚染防止など法令遵守はもとより、環境に配慮した取組みが伺える。

□ その他　（ 理由：　　）

● 判断基準

評価値が９０％以上……優

評価値が６０％以上９０％未満……良

評価値が６０％未満……可

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値（0%）＝（該当項目数(0)／評価対象項目数(0)）

④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合は③によらず別途評価とする。

※ 評価値によりがたい場合は、評価を変更することができる。

□ 施工管理について、監督員が監督員指示書による改善指示を行った。

● 判断基準

上記項目に該当する……可

評価	※ 評価対象項目数が２項目以下の場合の評価理由

記入方法及び留意事項

１．出来形及び品質のばらつきの考え方

（１）測点数、試験値が10点以上の場合

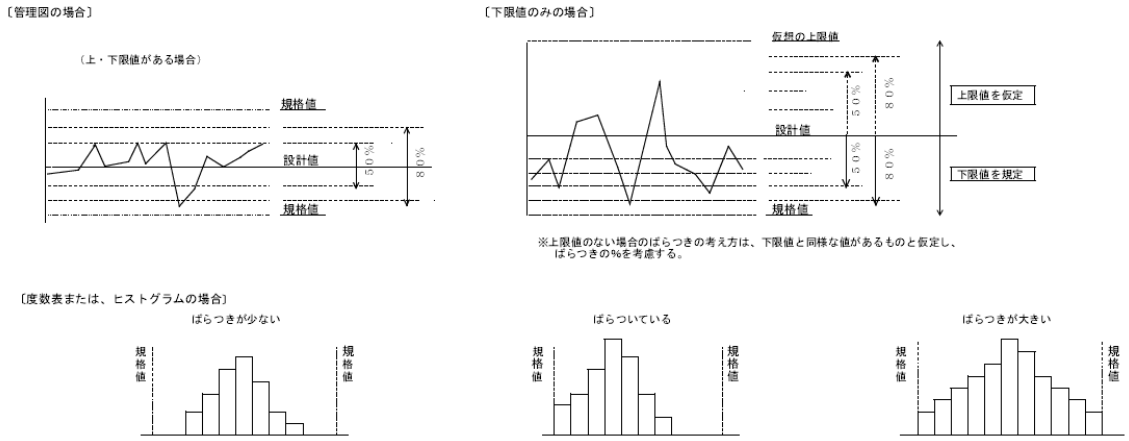

（２）測点数、試験値が３～９点の場合

測定した出来形、品質等の測定値、試験値の最大誤差について、規格値に対する割合で評価してばらつきを判断するか、又は「ばらつきの判断ができない」とする。

例）　路体盛土工の出来形管理

・測定項目　基準高▽10.000

・規格値　　±50

（測定結果）	設計	規格値	出来形	誤差
No.1	10.000	±50	10.010	＋10
No.2	10.000	±50	10.040	＋40
No.3	10.000	±50	10.030	＋30

最大誤差No.2について、規格値に対する誤差の割合は80%

→ 「ばらつきが80%以下」と同等と評価する

（３）測点数、試験値が１又は２点の場合

「ばらつきの判断はできない」とする。

２．多工種複合工事の取扱

（１）　主たる工種で評定する。なお、他工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。

（２）　コンクリート橋は、プレテンション桁等工場で製作される構造物も対象とする。

（３）　評定は「合併工事」欄を活用する。

３．コンクリート構造物のクラックについて

（１）　クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査する。有害なクラックの目安は０．２mm程度とする。（但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は０．１mm程度とし、また、防水性に及ぼす有害性が大きい場合は０．０５mm程度とする）

（２）　「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、ｄまたはｅ評価とする。

４．その他

・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

・「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

・「監督員が監督員指示書による改善指示を行う」とは、「文書による指導（工事打合せ簿による通知等）」を経て「監督員指示書による改善指示」を行う場合をいう。すなわち指導は２段階で行い、1段階目の「文書による指導（工事打合せ簿による通知等）」により改善が図られた場合はd又はe評価にはならず、1段階目の指導で改善が図られず2段階目の「監督員指示書による改善指示」が行われた場合に、d又はe評価となる。

但し、以下の事例のような重大な過失がある場合には、２段階の指導ではなく、初めから監督員指示書による改善指示を行うことができるものとする。

・施工者の重大過失により安全管理が不適切であり、死者が複数出るような公衆災害が生じた場合

・基準に適合するよう故意にデータを偽装したり、虚偽の報告を行い、本来の品質の状況が確認できないことが判明した場合　等

別紙－５-1

「施工プロセス」のチェックリスト

１．　工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．　工期 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　担当監督員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．　請負業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
②チェック欄では書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がOKであれば■とし、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考
				着工前	施工中												完成時	（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	工程表	契約締結後５日（横浜市の休日を定める条例第１条第１号に規定する本市の休日を除く）以内に、「工程表」が提出された。（契約後、変更後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		工事カルテ	事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の１０日以内（祝日等を除く）に申請した。（契約後、変更後、完成時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		品質確保	品質確保の体制が整えられ、工事全般にわたり実施している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		建設業退職金共済制度等	建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書※（様式１号）を契約締結後２ヶ月以内に提出した。※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工時１回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			共済証紙等を購入しない理由を「建設業退職金共済証紙購入状況等報告書（様式１号）」に記載し、契約締結後２ヶ月以内に提出した。※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			建設業退職金共済証紙等の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		請負代金内訳書	契約締結後５日（横浜市の休日を定める条例第１条第１号に規定する本市の休日を除く）以内に提出した。（契約後、変更後）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		施工体制台帳施工体系図	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に加入又は適用除外であることを記載している。（施工時の当初、変更時）※平成27年11月17日財公第436号の通知、「本市発注工事における社会保険等未加入対策対象工事の拡大について」に基づく確認		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項） 着工前	施工中												完成時	備考 （指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	施工体制台帳 施工体系図	作業員名簿を作成・提出している。 （施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			施工体系図に記載のない業者が作業していない。 （施工時　１回／月程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			施工体系図に記載されている主任（監理）技術者及び施工計画書に記載されている主任（監理）技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 （施工時　１回／月程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	Ⅱ 配置技術者	現場代理人	現場代理人は、現場に常駐している。 （施工時　１回／月程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		専門技術者の配置	専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		作業主任者の選任	作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		監理技術者 （主任技術者） （監理技術者補佐） の専任制等 ※当該確認項目の第４・５項目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする	技術者の資格を確認。 （着手前）	(/) □														
			技術者が、配置技術者（変更）届出書に記載された技術者と同一である。また監理技術者については、携帯している監理技術者資格者証に記載された技術者が同一である。（着手前）	(/) □														
			現場に専任している。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保している。 （施工時　１回／月程度）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 （施工時、打合せ時）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 （施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）													備考
				着工前	施工中											完成時	（指示事項及びその是正状況等）
		下請負者の把握	下請負者が横浜市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	設計図書の照査	契約約款第１９条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けている。（着手前、施工時適宜）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		施工計画書	施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理・現場環境改善等	工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理されている。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		施工管理・工事材料管理・出来形、品質管理・現場環境改善等	品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		検査（確認を含む）及び立合い等の確認	監督員の立合いにあたって、あらかじめ立会い依頼をしている。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			段階確認が適切な時期である。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		工事の着手	契約の着手にあたり「工事着手届出書」が提出された。（着手前）	(/) □														
		支給材料及び貸与品	引き渡しを受けた日から７日以内に受領書又は借用書を監督員に提出した。（施工時適宜）		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考
				着工前	施工中												完成時	（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	建設副産物及び建設廃棄物	産業廃棄物が産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出している。（施工時適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			アスベストの調査結果を工事看板に掲示（対象外工事については、チェック対象項目としない）（現場着工前　１回、適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の工事現場への掲示等（対象外工事については、チェック対象項目としない）　（現場着工前　１回、適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
		指定船舶・建設機械類の確認	指定船舶・建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回程度）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
	Ⅱ 工程管理	工程管理	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			現場条件の変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書面で提出した。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
	Ⅲ 安全対策	安全活動	災害防止協議会等を設置し、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			過積載防止に積極的に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）														備考
				着工前	施工中												完成時	（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全活動	使用機械、車両、使用船舶等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
		安全パトロールの指摘事項の処理	各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
	Ⅳ 対外関係	関係機関等	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			隣接工事又は施工上密接に関係する工事の請負人と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
7 法令順守等	法令順守等	指名停止等	財政局契約第一課の指名停止、文書警告、口頭警告又は軽微なため処分を行わなかった旨の通知があった。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		総合評価落札方式	監督員の確認を受け、履行確認（変更を含む）すべき内容及び確認方法・時期等の確認できる資料の提出があった。（施工計画時）	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
			履行を確認できる記録を監督員に提出し、確認を受けた記録がある。（施工時適宜）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
					□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		